

—生徒会会則—

第1章 総則

- 第1条 本会は大田区立東調布中学校生徒会という。
- 第2条 本会は生徒の自治的な活動を通して、楽しく規則正しい学校生活を築くことを目的とする。
- 第3条 本校生徒は、本会会員とする。
- 第4条 本会の決議事項は、学校長の承認を経てから行われる。また本校職員は本会の顧問として随時その意見をのべることができる。

第2章 組織

- 第5条 本会は次の組織から構成される。
1. 生徒総会
 2. 中央委員会
 3. 役員会
 4. 専門委員会
 5. 特設委員会

第3章 役員

- 第6条 本会にはつぎの役員をおく。
1. 会長1名
 2. 副会長1名
 3. 中央執行委員5名程度
- 第7条 本会の役員は全会員の直接選挙によって決定する。なお選挙細則は別に定める。
- 第8条 本校役員の任期は1期制とし、10月より翌年9月とする。
- 第9条 本会役員はつぎの任務を行う。
1. 会長は生徒会を代表して会議を招集して決定事項を全会員に報告し、円滑な生徒会活動をはかる。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第4章 会議

- 第10条 通常総会は年1回とする。ただし、中央委員会が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。
- 第11条 中央委員会は役員・学級委員・各専門委員長によって構成され、総会に代わって議決することができる。
- 第12条 専門委員会は各専門委員によって構成され各任務の遂行をはかる。
- 第13条 部長会は各部活動の連絡・調整にあたり、円滑な活動をはかる。
- 第14条 本会会員は会議を傍聴することができる。

第5章 付則

- 第15条 本会則の変更は中央委員会で3分の2以上の賛成を得て発議し、総会で過半数の賛成を得て成立する。

第16条 本会則のほかに必要な細則は別にこれをきめる。

—専門委員会・委員の役割と仕事—

学級委員

- ・クラス・学年をまとめる
- ・学年行事の企画、運営
- ・学年朝礼の運営
- ・集合集会時の人員確認
- ・中央委員会委員(学級代表)

JRC 整美委員

- ・清掃状況の管理
- ・清掃用具の管理・補充
- ・避難訓練時のぞうきん用意
- ・大掃除の準備・片付け・ワックスがけ
- ・落ち葉掃き準備
- ・花植えボランティア
- ・教室等の環境整備

保健委員

- ・保健に関する検診検査の補助
- ・石鹸の補充
- ・白衣、ワゴンカバー等、給食ロッカー内の管理
- ・ストローの管理、補充

図書委員

- ・図書室の管理
- ・図書室の本の貸し出し、返却
- ・書架の整理
- ・学級文庫の整理・管理

広報委員

- ・校内の毎日の放送活動
- ・朝礼・学年集会・行事等での放送活動
- ・放送機器の管理
- ・新聞の発行

体育委員

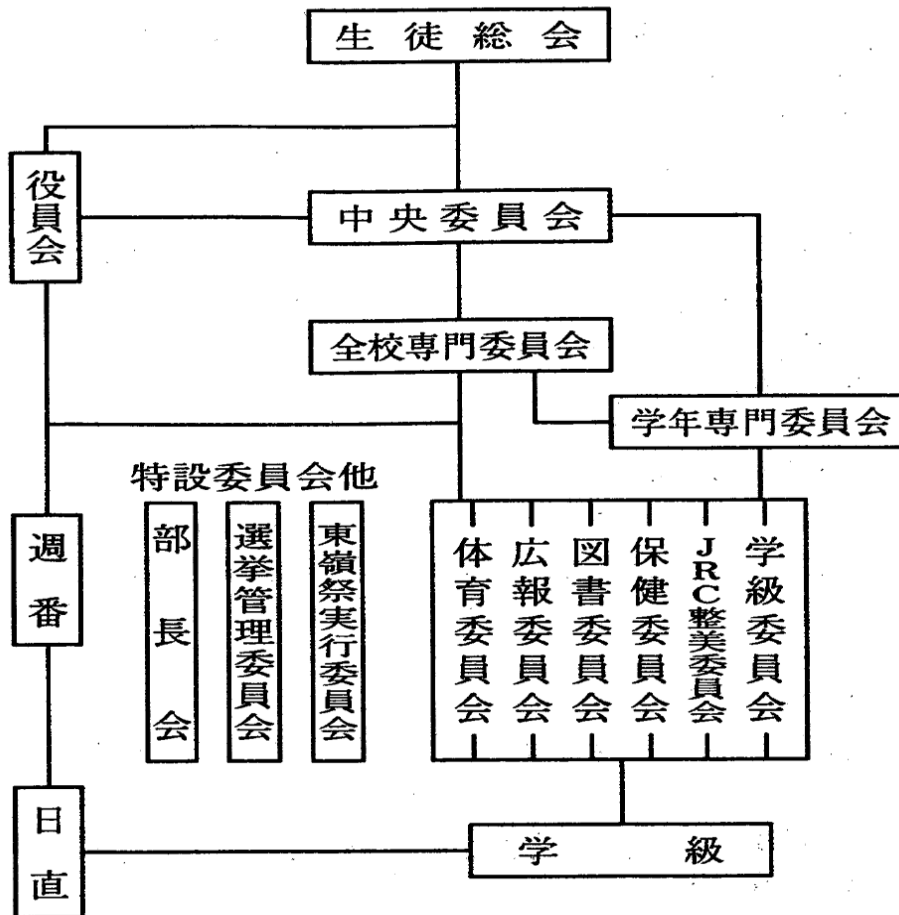
- ・運動会、球技大会の運営
- ・体育授業の準備と後片付け
- ・準備体操の指示整列

- ・ボールの貸し出し、片付け指導
- ・ボールの空気入れ

<委員の任期>

任期は、前期、後期とする。

—生徒会組織図—



—生徒会役員選挙に関する細則—

1. 選挙管理委員会

- (1) 全学級から1名選出された生徒で構成する。
- (2) 選挙に関する一切の管理・運営を行う。

2. 立候補

- (1) 会員(1、2年生)は、会長群(会長、副会長)、中央執行委員に立候補できる。
- (2) 立候補者1名に、応援者1名が必要である。
- (3) 立候補する会員は、届け(立候補者氏名及び応援者氏名)を選挙管理委員会に提出する。

3. 選挙運動

- (1) ポスター・たすきについて
 - ア 枚数を制限する。(選挙管理委員会から指示がある)
 - イ 選挙管理委員会の承認印がなければならない。
 - ウ 掲示場所を制限する。(選挙管理委員会から指示がある)
 - エ たすきについては立候補者の意志で使用を認める。
- (2) 活動の場所・時間について
 - ア 場所は、生徒が通学する門、および各昇降口とする。
 - イ 時間は、朝8:10~8:20まで。(週番活動を妨げない)